

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月3日
【会社名】	いすゞ自動車株式会社
【英訳名】	ISUZU MOTORS LIMITED
【代表者の役職氏名】	取締役社長ＣＯＯ 南 真介
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
【電話番号】	045(299)8804
【事務連絡者氏名】	ガバナンスグループ グループリーダー 加藤 淳
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
【電話番号】	045(299)8804
【事務連絡者氏名】	ガバナンスグループ グループリーダー 加藤 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第122回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金49円 総額36,790,925,682円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会の議長選定に関する事項の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、片山正則、南真介、高橋信一、山口真宏、藤森俊、池本哲也、柴田光義、宮井真千子および中野哲也の9名を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を改定し、基本報酬と賞与を含め年額1,300百万円以内（うち社外取締役分を年額131百万円以内とし、賞与の支給対象外とする。）とする。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する報酬額改定の件

監査等委員である取締役に対する報酬額を改定し、年額300百万円以内とする。

第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を対象とする株式報酬制度を改定し、当社が拠出する金員を原則3事業年度ごとに4,900百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	6,337,122	2,322	28	(注1)	可決 99.14
第2号議案	6,336,538	2,904	28	(注2)	可決 99.13
第3号議案					
片山 正則	5,983,432	336,165	19,767	(注3)	可決 93.60
南 真介	6,134,960	184,638	19,767		可決 95.97
高橋 信一	6,226,420	112,920	28		可決 97.40
山口 真宏	6,222,898	116,441	28		可決 97.35
藤森 俊	6,226,440	112,900	28		可決 97.40
池本 哲也	6,225,887	113,453	28		可決 97.40
柴田 光義	6,310,132	29,213	28		可決 98.71
宮井 真千子	6,334,929	4,417	28		可決 99.10
中野 哲也	6,322,163	17,183	28		可決 98.90
第4号議案	6,323,539	8,134	7,772	(注1)	可決 98.92
第5号議案	6,323,271	8,402	7,772	(注1)	可決 98.92
第6号議案	6,305,263	34,153	7,772	(注1)	可決 98.52

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の議決権行使期限までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上